

障害者雇用のようす

～令和元年6月1日現在の障害者雇用状況報告から～

令和元年 12 月

ハローワーク石巻（石巻公共職業安定所）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 2. 2%[2. 0%] (45.5人[50人]以上規模の企業) 特殊法人等 2. 5%[2. 3%] [労働者数40人[43.5人]以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
○ 国、地方公共団体	2. 5%[2. 3%] (40人[43.5人]以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会	2. 4%[2. 2%] (42人[45.5人]以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※[]内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること

石巻管内企業の障害者雇用率は2.08%

このほど、令和元年6月1日現在の障害者の雇用状況が取りまとめられ、石巻管内に本社を有する民間企業の実雇用率は2.08%（前年比0.12ポイント増）、雇用率達成企業の割合は61.9%（同0.3ポイント減）となりました。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、一定数以上の労働者を雇用している企業は、障害者を雇用することが義務付けられており、毎年6月1日にその状況を管轄ハローワークに報告することとされています。

民間企業の法定雇用率は、平成30年4月に2.0%から2.2%に引き上げられ、対象となる企業がこれまでの50人以上企業から45.5人以上の企業に拡大され、前年から7社増えています。

【集計結果の主なポイント】

- ・ 報告対象企業数は、105社と前年より7社（7.1%）増加。
- ・ 雇用障害者数は261.5人（身体障害者178人、知的障害者56人、精神障害者27.5人）と前年より27.0人（11.5%）増加。
- ・ 実雇用率は2.08%と前年比0.12ポイント上昇。
- ・ 法定雇用率達成企業数は65社と前年より4社増加。達成の割合では61.9%と前年より0.3ポイント低下。未達成企業数は40社で前年より3社増加。

1 報告対象企業数

石巻公共職業安定所管内に本社を置く2.2%の法定雇用率が適用される一般の民間企業数（45.5人以上規模の企業）は105社で、前年より7社多く、対前年比で7.1%増加している。

企業規模別にみると、45.5～100人未満規模の企業が63社で全体の60.0%を占めており、100～300人未満規模は37社で35.2%、300人以上規模は5社で4.8%となっている。

産業別では、「製造業」が最も多く34社（32.4%）、次いで「医療・福祉」が19社（18.1%）、「卸売・小売業」が15社（14.3%）の順となっている。

2 法定雇用率の算定の基礎となる労働者の数

雇用率の算定基礎となる常用労働者数は12,543.5人で前年より602人の増加となった。

3 雇用されている障害者数及び実雇用率

報告対象企業で雇用されている障害者数は261.5人（身体障害者178人、知的障害者56人、精神障害者27.5人）で前年より27人（11.5%）増加した。

また、実雇用率も2.08%で前年を0.12ポイント上回っている。

なお、全国の実雇用率は2.11%で前年を0.06ポイント上回り、宮城県の実雇用率も2.11%で前年を0.06ポイント上回っている。

雇用されている障害者数を企業規模別でみると、45.5～100人未満規模で90.5人、実雇用率2.23%、100～300人未満規模で132.0人、実雇用率2.14%、300人以上規模で39人、実雇用率1.69%となっている。

また、雇用されている障害者数を産業別にみると、「医療・福祉」が一番多く91.5人となっており、次いで「製造業」が65.5人となっている。

一方、実雇用率で一番高い産業は、「医療・福祉」の2.75%、次いで「運輸業」2.66%と続いている。

4 達成企業の割合

達成企業数は 65 社で、前年より 4 社増加した。

達成企業の割合は 61.9%で、前年を 0.3 ポイント下回っている。

未達成企業 40 社中、障害者を一人も雇用していない企業は 23 社であった。

全国の達成企業の割合は 48.0%で前年を 2.1 ポイント上回っており、宮城県の達成企業の割合は 50.4%で前年を 1.2 ポイント上回った。

5 障害種別雇用状況

障害種別雇用状況では、身体障害者 178.0 人、知的障害者 56.0 人、精神障害者 27.5 人となっており、それぞれ前年より身体障害者で 13.5 人、知的障害者で 9.5 人、精神障害者は 4.0 人増加した。

第 1 表 民間企業における障害者の雇用状況（令和元年 6 月 1 日現在）
宮城県及び全国との対比

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 (E ÷ ② × 100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. D の精神障害者である短時間労働者のうち下記注 2 の者	F 計 (A × 2 + B + C + (D - E) × 0.5 + E)		
石巻管内	105 社 (98)	12,543.5 人 (11,941.5)	47 人 (39)	10 人 (11)	142 人 (134)	26 人 (20)	5 人 (3)	261.5 人 (234.5)	2.08% (1.96)	61.9% (62.2)
宮城県	1,564 社 (1,525)	289,031.5 人 (285,714.0)	1,233 人 (1,192)	169 人 (161)	3,198 人 (3,062)	535 人 (475)	164 人 (157)	6,100.5 人 (5,844.5)	2.11% (2.05)	50.4% (49.2)
全国	101,889 社 (100,586)	26,585,858.0 人 (26,104,834.5)	121,377 人 (117,892)	16,845 人 (16,026)	278,430 人 (262,305)	45,159 人 (41,309)	13,511 人 (12,847)	560,608.5 人 (534,769.5)	2.11% (2.05)	48.0% (45.9)

(注)

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上 1 人を 2 人に相当するものとしており、E欄においてはダブルカウントを行って計上している。また、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上 1 人を 0.5 人に相当するものとしており、E欄においては 0.5 カウントしている。但し、精神障害者である短時間労働者のうち、①平成 27 年 6 月 2 日以降に雇い入れられた者②平成 27 年 6 月 2 日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1 カウントしている。（令和 5 年 3 月 31 日までの暫定措置）
- 下段の（ ）内は平成 30 年 6 月 1 日現在の数値である。

第2表 民間企業における規模別・産業別障害者の雇用状況(令和元年6月1日現在)

石巻公共職業安定所

	企業数	算定基礎労働者数	常用雇用の障害者の数														合計 (ホ+ヌ+ラ)	実雇用率(%)	雇用率達成企業の割合(%)	
			身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数							
			イ 重度	ロ 重度以外	ハ 重度の短時間	ニ 重度以外の短時間	ホ イ×2+ロ+ハ+ニ×0.5	ヘ 重度	ト 重度以外	チ 重度の短時間	リ 重度以外の短時間	ヌ ヘ×2+ト+チ+リ×0.5	ル 精神障害者	ヲ 精神障害者の短時間	ワ ワのうち下記(注2)の者	ラ ル+(ヲ-ワ)×0.5+ワ				
計	105	12,543.5	42	78	10	12	178.0	5	43	0	6	56.0	21	8	5	27.5	261.5	2.08	61.9	
	98	11,941.5	35	79	11	9	164.5	4	36	0	5	46.5	19	6	3	23.5	234.5	1.96	62.2	
規模別	45.5~	63	4,051.5	14	23	2	0	53.0	2	22	0	3	27.5	6	5	3	10.0	90.5	2.23	63.5
	100人未満	56	3,612.5	6	28	1	0	41.0	1	12	0	2	15.0	5	4	2	8.0	64.0	1.77	58.9
	100~	37	6,181.5	18	42	6	12	90.0	3	18	0	3	25.5	14	3	2	16.5	132.0	2.14	67.6
	300人未満	37	6,008.0	20	38	9	9	91.5	3	21	0	3	28.5	11	2	1	12.5	132.5	2.21	70.3
	300~	3	1,219.0	6	5	1	0	18.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	19.0	1.56	0.0
	500人未満	3	1,203.0	6	6	0	0	18.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	19.0	1.58	33.3
500~	2	1,091.5	4	8	1	0	17.0	0	2	0	0	2.0	1	0	0	1.0	20.0	1.83	0.0	
1000人未満	2	1,118.0	3	7	1	0	14.0	0	2	0	0	2.0	3	0	0	3.0	19.0	1.70	50.0	
産業別	建設業	10	755.5	4	6	0	0	14.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	15.0	1.99	61.8
		10	754.5	5	8	0	0	18.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	18.0	2.39	60.0
	製造業	34	3,843.5	8	25	1	1	42.5	0	17	0	0	17.0	5	1	1	6.0	65.5	1.70	61.8
		32	3,665.5	6	22	3	0	37.0	0	16	0	0	16.0	5	0	0	5.0	58.0	1.58	59.4
	運輸業	5	752.0	6	7	0	0	19.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	20.0	2.66	60.0
		5	753.5	3	4	0	0	10.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	11.0	1.46	40.0
	卸売・小売業	15	1,240.0	3	5	1	0	12.0	1	4	0	3	7.5	1	0	0	1.0	20.5	1.65	46.7
		12	1,073.5	3	6	1	0	13.0	1	1	0	1	3.5	2	0	0	2.0	18.5	1.72	58.3
	医療・福祉	19	3,332.5	14	20	5	11	58.5	4	13	0	2	22.0	9	3	1	11.0	91.5	2.75	89.5
		21	3,366.0	13	20	6	9	56.5	3	15	0	4	23.0	8	3	1	10.0	89.5	2.66	81.0
	サービス業	10	738.0	1	3	1	0	6.0	0	6	0	1	6.5	2	4	3	5.5	18.0	2.44	60.0
		7	497.0	1	8	0	0	10.0	0	1	0	0	1.0	0	0	0	0.0	11.0	2.21	57.1
	その他	12	1,882.0	6	12	2	0	26.0	0	1	0	0	1.0	4	0	0	4.0	31.0	1.65	41.7
		11	1,831.5	4	11	1	0	20.0	0	2	0	0	2.0	4	3	2	6.5	28.5	1.56	54.5

- 注) 1 算定基礎労働者数とは、常用雇用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 「常用雇用の障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。
 ホ・ヌ・ラ欄の計算は、イ欄:重度身体障害者及びヘ欄:重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行って計上している。
 短時間労働者であるハ欄:重度身体障害者及びチ欄:重度知的障害者は1人として計算する。
 短時間労働者であるニ欄:重度以外の身体障害者、リ欄:重度以外の知的障害者及びワ欄:精神障害者については、1人を0.5人に相当するものとして計上している。
 但し、精神障害者である短時間労働者であるワ欄については、次のいずれかに該当する者①平成27年6月2日以降に雇入れられた者②平成27年6月2日より前に雇入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人を1人に相当するものとして計上している(令和5年3月31日までの暫定措置)。
- 3 各欄上段は令和元年6月1日、下段は平成30年6月1日現在の数値である。

第3表 民間企業における障害者雇用状況の推移

石巻公共職業安定所

	企業数	算定基礎労働者数	常用雇用の障害者の数														合計(ホ+ヌ+ラ)	実雇用率(%)	雇用率達成企業の割合(%)	法定雇用数に不足する障害者数
			身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数							
			イ 重度	ロ 重度以外	ハ 重度の短時間	ニ 重度以外の短時間	ホ $\frac{イ \times 2 + ロ + ハ + ニ \times 0.5}{5}$	ヘ 重度	ト 重度以外	チ 重度の短時間	リ 重度以外の短時間	ヌ $\frac{ヘ \times 2 + ト + チ + リ \times 0.5}{5}$	ル 精神障害者	ヲ 精神障害者の短時間	ワ ワのうち下記※	ラ $\frac{ル + (ヲ - ワ) \times 0.5 + ワ}{5}$				
平成21年6月1日	84	10,784.0	15	56	1	—	87.0	3	16	1	—	23.0	3	0	—	3.0	113.0	1.05	45.2	63.0
平成22年6月1日	78	10,611.0	21	61	2	—	105.0	4	16	1	—	25.0	2	1	—	2.5	132.5	1.25	57.7	47.5
平成23年6月1日	54	8,380.5	19	47	1	3	87.5	3	6	1	2	14.0	0	1	—	0.5	102.0	1.22	48.1	37.5
平成24年6月1日	68	9,584.5	19	54	1	4	95.0	3	13	0	2	20.0	2	1	—	2.5	117.5	1.23	45.6	43.0
平成25年6月1日	84	10,769.0	32	68	2	2	135.0	3	17	1	5	26.5	4	4	—	6.0	167.5	1.56	56.0	54.0
平成26年6月1日	82	10,675.5	27	64	8	4	128.0	3	18	0	4	26.0	4	2	—	5.0	159.0	1.49	58.5	50.0
平成27年6月1日	88	11,245.0	31	66	6	8	138.0	2	24	1	7	32.5	12	3	—	13.5	184.0	1.65	63.6	42.0
平成28年6月1日	93	11,417.0	36	70	9	7	154.5	3	30	1	5	39.5	10	6	—	13.0	207.0	1.81	64.5	36.5
平成29年6月1日	94	11,618.0	33	70	10	9	150.5	4	33	0	6	44.0	15	6	—	18.0	212.5	1.83	62.8	43.5
平成30年6月1日	98	11,941.5	35	79	11	9	164.5	4	36	0	5	46.5	19	6	3	23.5	234.5	1.96	62.2	28.5
令和1年6月1日	105	12,543.5	42	78	10	12	178.0	5	43	0	6	56.0	21	8	5	27.5	261.5	2.08	61.9	14.5

※ 精神障害者の短時間労働者のうち次のいずれかに該当する者①平成27年6月2日以降に雇い入れられた者②平成27年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人を1人に相当するものとして計上している(令和5年3月31日までの暫定措置)。

第4表 管内の企業のうち実雇用率上位3社(令和元年6月1日現在)

企業名	業種	所在地	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	実雇用率(%)
株式会社 南光物流サポート	一般貨物自動車運送業	石巻市	57.5	12.17
株式会社 デ・リーフデ北上	耕種農業	石巻市	46.5	10.75
有限会社 緑三松	老人福祉・介護事業	石巻市	93.5	8.02

第5表 管内の地方公共団体等における障害者雇用状況(令和元年6月1日現在)

機関名	法定雇用率(%)	実雇用率(%)	不足数(人)
石巻市	2.5	2.76	0.0
東松島市	2.5	1.79	3.0 (注3)(注4)
女川町	2.5	2.22	0.0
石巻地区広域行政事務組合	2.5	1.96	0.0
石巻市教育委員会	2.4	2.71	0.0

(注1) 第5表は宮城労働局公表資料より抜粋(令和元年12月25日)。

(注2) 「不足数」とは、自治体の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から雇用している障害者を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。従って実雇用率が法定雇用率を下回っていたとしても不足数が0.0人となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注3) 東松島市は、10月1日現在において達成、不足数0.0人となっている。

(注4) 東松島市は令和元年5月に東松島市農業委員会、東松島市教育委員会と特例認定を受けている。